

# 令和6年度 第4回長野市景観審議会 会議記録要旨

日時：令和7年2月19日(水)

午前10時～11時45分

場所：長野市芸術館 地下1階

リハーサル室

本会議は、長野市情報公開条例第7条第5号（審議等に関する情報）に  
該当することから「非公開」で開催したもの

○出席委員 14名

高見澤会長、赤羽副会長、久米委員、小林(勝)委員、榎原委員、下崎委員、高瀬委員、  
石黒委員、北澤委員、湯本委員、吉澤委員、大日方委員、小林(美)委員、渋澤委員

●欠席委員 1名

小山委員

1 開 会

2 会長挨拶

3 審 議

(1) ながの百景の追加について（最終選考）

## 【審議記録】

委員	最終的な決定は、協議の上での決定となっていることを前提として、委員の投票結果を基に議論することで良い。
【 出席委員 14名から審査用紙の提出 】	
【 審査の集計結果を配付（選考要領・過半数以上の8名が追加とした作品は13作品）】	
委員	ナンバー19「ながの祇園祭屋台巡行」とナンバー27「善光寺お盆縁日 大盆踊り会」は、ながの百景になり得るか疑問符が付く。
委員	現ながの百景にも「長野びんざる」が選ばれているので、ナンバー19「ながの祇園祭屋台巡行」は追加しても良いと考える。 一方で、ナンバー27「善光寺お盆縁日 大盆踊り会」の作品は、善光寺のライトアップを背景としているために、評価が高いようにも考える。
委員	追加選考要領を確認すると、大きな基準として「市民が愛着と誇りを持って後世に引き継ぐ必要がある」があるので、2つの景観共に追加と審査した。お祭りの云われや様子を説明文として補足すれば、素敵な景観として良いのではないか。

委員	「ながの祇園祭屋台巡行」は、長野の独自性を感じるお祭りであり、ながの百景に追加と審査されたことは理解できるが、「善光寺お盆縁日 大盆踊り会」は、追加に値しないと考える。
委員	私は、追加選考要領の選考基準と現ながの百景の景観とのバランスを踏まえて審査したが、個人的には、追加しないと審査する理由が明確に無い限りは、基本的に追加するとして審査した。
委員	今の意見のとおり、追加しないという理由を各景観に付けるとすると、1つ1つ全体審査を行う必要がある。時間に限りがある中での審査となると、審査結果を基に決定していかなければならない。 私は、「長野らしさ」を重視して審査を行った。
委員	私の私見ですが、ながの百景を契機として、お祭りやその地域に市民が関心を持ってくれるようになればとの思いがあるので、2つともに追加されることで、お祭りの活力に繋がれば良いと考える。
事務局	審査の基準としましては、追加選考要領の選考基準のとおりとなっておりまして、今回、審査結果をお示しした上で、最終的な決定は委員の審議によってお願ひします。
会長	では、審査結果で過半数以上の景観を追加する景観として、議論された2つの景観（ナンバー19「ながの祇園祭屋台巡行」とナンバー27「善光寺お盆縁日 大盆踊り会」）の審査は、多数決によるものとしてよろしいか。

### 【 全委員 了承 】

採決の結果、2つの景観共に「追加」と決定

会長	では、ながの百景に追加する景観は、次の13の景観としてよろしいか。 ナンバー4：善光寺表参道の脇道から見る長野市街地の景観 ナンバー8：飯綱山南峰山頂飯縄神社奥宮から見る富士に見守られながら眠りから目覚めようとする夜明け直前の長野市全景の景観 ナンバー10：若穂川田の長田神社の参道から見る長田神社参道の櫻並木の紅葉の景観 ナンバー13：松代大室温泉から見るホワイトリングの先に見える雲海を抱く紅葉の茶臼山と雪景色の北アルプスの景観 ナンバー14：長沼支所から見る守田神社と堤防道路の景観 ナンバー15：松代皆神山を豊栄側から見る中山間地の景観 ナンバー19：中央通りから見るながの祇園祭屋台巡行の景観 ナンバー21：徳間にある原池から見るバスが咲く原池の景観 ナンバー25・26：七二会小坂地区で見る福寿草群生地の景観 ナンバー27：善光寺山門から見る善光寺お盆縁日の「大盆踊り会」の景観 ナンバー28：城山公園噴水広場から見る城山公園の噴水のライトアップの景観 ナンバー29：松代町大室離山から見る北信五岳を背に広がる善光寺平に発展する長野市の景観 ナンバー36：浅川ダムフジバカマ苑から見るフジバカマと浅川ダムの景観
【 以上の13の景観 】	

【 全委員 賛同 】

会長	全員の賛同がありましたので、これを最終決定とします。 事務局から、補足説明をお願いする。
事務局	ただいまご決定いただいた13の景観につきまして、ながの百景に追加する事務を進めて参ります。 なお、ながの百景図鑑等で掲載する際の景観の題名や写真、説明文につきましては、事務局で改めて検討し決定していきたいと考えておりますので、御了承いただきますようお願い致します。

令和5年7月11日付け「5まち第156号」諮問「ながの百景の追加について」  
に対して、13の景観の追加が適当と答申することを決定

(2) 松代町景観計画推進地区の区域変更について

【審議記録】

委員	都市計画道路の見直しに伴い、用途地域の変更を行うとの説明であったが、道路と繋がりが無いエリアも用途変更となる理由は何か。
市 (都市計画課)	今回の都市計画道路の見直し、それに伴う用地地域の変更に併せて、現況を参考に用途地域を微調整し変更するものです。

4 答 申

別紙のとおり、本審議会から長野市長へ答申

5 そ の 他

委員	説明があった、状況が変化してしまった2つの景観の扱いは、景観審議会で決定するものか、また、どのような扱いになるか。
事務局	ただいま答申いただいた「ながの百景の追加について」の13景観の追加を含めた、ながの百景リニューアルの中で、2つの変化した景観をながの百景から外す形で進めていく予定です。
事務局	状況が変化してしまった2つの景観については、すでにながの百景図鑑のような景観はご覧いただけない状態ですので、資料等からは外すことしますが、市ホームページ等ではアーカイブといった扱いで残していくと考えています。
委員	今回、追加と決定した、ナンバー4「善光寺表参道の脇道から見る長野市街地の景観」の作品は、法然通りの作品であるため、作品名にカッコして法然通りと記載をお願いしたい。
事務局	善光寺周辺には、表参道に対する脇道として多くの名前が付いた通りがありますので、その辺も含めて最終的な表現については事務局で検討して参ります。

委員	私は、法然通りだけでなく、善光寺周辺の各通りを含めてこの作品が応募されたものと考えて審査した。
事務局	善光寺周辺には、他にも阿闍梨ヶ池通りだとか、釈迦堂通りといった通り、そういった表参道に対する脇道として、例えば「宿坊通り」とでも言いますか、宿坊が連なる通りを含めた表現について、事務局も検討して参ります。
委員	了解した。応募の説明文には、「法然通り」とは1つも記載が無いので、応募作品の「脇道」となっているのは、善光寺周辺の各通りを含めた景観として応募されたものと考えている。
委員	私も同様に考えていまして、宿坊が連なる各通り全体の景観として、ながの百景に追加していただきたいと考える。
事務局	私どもも、シビックプライドとして良好な景観をながの百景として選定するものであり、まさに、ながの百景を観光や地域振興に繋がるよう活用していくと考えておりますので、委員ご指摘のとおりに考えて参ります。

## 6　閉　　会